

政治資金監査に関する具体的な指針等について

(1) 政治資金監査マニュアルについて

- 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）では、国会議員関係政治団体の会計責任者は収支報告書を提出するときにはあらかじめ政治資金監査を受けなければならないとされ、この政治資金監査は、政治資金適正化委員会（以下「当委員会」という。）が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき行うものと規定（法第19条の13第1項及び第2項）。
- 政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものであり、登録政治資金監査人は、この政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行うことが必要。

○ これまでの取組

- 平成20年10月に「政治資金監査に関する具体的な指針」（政治資金監査マニュアル）を策定。
- その後、以下のとおり改定。

改定時期	主な改定内容
平成22年9月	<ul style="list-style-type: none"> 政治資金監査実施要領と一体化させ章立てを再構成するとともに、「政治資金監査に関するQ&A」のうち必要な事項と政治資金監査上の取扱いに関する委員会見解の追加。 記載不備のある領収書等の確認に請求書等の関係書類を利用可能としたほか、支出を受けた者の住所について別添の書類に記載との記載があった場合に別添の書類の住所で確認可能に。
平成25年6月	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月の政治資金規正法施行規則（以下「施行規則」という。）の一部改正による、金融機関への振込みにより支出をした場合の添付書類の簡素化を踏まえた記載の追加。 収支報告書に支出が計上されていない場合の記載例の追加。 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の理由や実施場所に係る記載例の明確化。

平成28年3月	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年10月の施行規則の一部改正による、業務制限の対象の追加を踏まえた記載の追加。 記載例の注の追加、その他記載の趣旨の明確化を図るための表現の整理。
令和元年6月	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月の施行規則の一部改正による、政治資金監査報告書の元号表記の改正に伴い、政治資金監査報告書記載例の元号表記を改正等。
令和元年7月	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年7月の工業標準化法の一部改正に伴う施行規則の一部改正による、政治資金監査マニュアル等における表記の改正。
令和3年9月	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年9月の施行規則の一部改正による、政治資金監査報告書の押印義務の廃止に伴い、政治資金監査報告書記載例の押印欄の削除等。

- また、当委員会のホームページやフォローアップ研修の場を通じて、政治資金監査マニュアルの改定の内容を周知するとともに、適確な政治資金監査を行うため、政治資金監査マニュアルの内容を改めて確認するよう注意喚起してきたところ。

(2) 「政治資金監査に関するQ & A」等について

法において、当委員会は登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うことと規定（法第19条の30第1項第5号）。

○ これまでの取組

- 当委員会では、登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に対して逐次対応するとともに、新たな見解を示す必要があるものや登録政治資金監査人に広く周知する必要があるものについては、政治資金監査マニュアルを補完するものとして、当委員会の見解の表明や、「政治資金監査に関するQ & A」の公表等を行い、フォローアップ研修等の場を通じてこれらの周知を図るなど、政治資金監査の適確な実施に関して必要な指導及び助言を行ってきたところ。
- このほか、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストが有効に活用されるよう、フォローアップ研修等の場を通じて周知に努めてきたところ。